

赤磐市新拠点土地利用計画検討業務に係る公募型プロポーザル方式実施説明書

赤磐市新拠点土地利用計画検討業務に係る公募型プロポーザルの手続き等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1. 目的

赤磐市新拠点土地利用計画検討業務を委託するにあたり、最も適した者を受託候補者として選定することを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

赤磐市新拠点土地利用計画検討業務

(2) 業務内容

別紙「赤磐市新拠点土地利用計画検討業務 特記仕様書」のとおり。

ただし、契約時における仕様は、受託候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 提案上限額

¥3,993,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案価格は、上記提案上限額を超えてはならない。

3. 参加資格

参加者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 赤磐市長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成18年赤磐市告示第114号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 令和4年度赤磐市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント関係）に登載されており、次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ①赤磐市内に主たる営業所（本店）を有していること。
 - ②岡山県内に主たる営業所（本店）を有していること。又は、岡山県内に主たる営業所

(本店) から契約権限の委任を受けた営業所等を有していること。

(7) (6) ①に該当する者は、履行実績は問わない。

(6) ②に該当する者は、平成24年度以降に元請人として、岡山県内において、国、県、又は市町村から発注された委託業務を履行し、完了した実績を1件以上有すること。

4. 参加申込手続き

(1) 提出書類及び部数

- ・提案参加申込書(様式第1号) 1部
- ・参加資格(6)及び(7)に該当していることがわかるもの(様式自由) 1部

(2) 提出期間 令和4年8月26日(金)から令和4年9月5日(月)まで

(3) 提出方法 持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、赤磐市の休日を定める条例(平成17年赤磐市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。また、郵送の場合は、令和4年9月5日(月)午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(4) 提出場所 赤磐市役所建設事業部地域整備推進室

(5) 参加資格審査結果通知

- ①参加資格審査結果の通知は、令和4年9月7日(水)までに書面にて通知する。
- ②参加資格を有しないことの通知を受けた者は、その通知を受けた日から3日(市の休日を除く。)以内に、公募型プロポーザル提案参加資格不適合理由の説明要求書(様式第3号)により説明を求めることができる。
- ③②の説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる期間の最終日(市の休日を除く。)から起算して5日以内(市の休日を除く。)に回答書(様式第4号)により回答するものとする。

5. 質疑の受付及び回答

(1) 受付期間 令和4年8月26日(金)から令和4年9月7日(水)午後5時まで

(2) 受付方法 質疑のある提案参加者は、質問内容を質問書(様式自由)に記入の上、令和4年9月7日(水)午後5時までに電子メールにて赤磐市建設事業部地域整備推進室へ下記メールアドレス宛てに提出すること。

※電子メールの件名の先頭に「プロポーザルに関する質疑」と必ず記載すること。

※受付期間経過後の質疑及び指定した方法以外での質疑は一切受け付けない。

(3) 回 答 公平性を保つため、令和4年9月9日(金)までに質問内容の回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。

なお、質問に対する回答は、本実施説明書及び仕様書等の追加事項又は修正事項とみなす。

(4) 提 出 先 赤磐市役所建設事業部地域整備推進室

メールアドレス：chiikiseibi@city.akaiwa.lg.jp

6. 参加申込みの辞退

提案参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式自由）を令和4年9月21日（水）午後5時までに提出すること。

なお、辞退することによって、市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。

(1) 提出方法 持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、市の休日を除く。また、郵送の場合は、令和4年9月21日（水）午後5時必着とし、簡易書留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(2) 提出場所 赤磐市役所建設事業部地域整備推進室

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び作成要領

①企画提案書（様式第7号）

ア) 提出部数は、1部とする。

イ) 提案内容

【テーマ】

「赤磐市の現状を踏まえた、魅力ある土地利用計画立案にあたっての留意点について」

②業務実績報告書（様式第5号＋テクリスの写し）

ア) 提出部数は、1部とする。

イ) 業務実績（平成24年度以降、同種業務の実績）

ここで、同種業務とは、まちづくりに関する計画策定業務（まちづくり検討業務、地区計画策定業務、立地適正化計画策定業務または、それに準じる業務）である。また、業務実績については、同一の地区で2以上の業務の実績があっても、実績は1とする。

ウ) 配置予定技術者の実績（同種業務の実績）

エ) 実績報告に記載した業務に関するテクリスの写しを添付すること。

③見積書（任意様式）

ア) 提出部数は、1部とする。

イ) 見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。また、費用の内訳明細も同時に作成し、添付すること。

(2) 提出期限 令和4年9月7日（水）から令和4年9月21日（水）まで

(3) 提出方法 持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、各日とも午前9時から午後5時までとする。ただし、市の休日を除く。また、郵送の場合は、令和4年9月21日（水）午後5時必着とし、簡易書

留に限る。なお、封筒の表には本件プロポーザルに係る書類が入っていることがわかるように記載すること。

(4) 提出場所 赤磐市役所建設事業部地域整備推進室

(5) そ の 他 参加申込書が提出期限までに到達しなかった者又は参加資格を有しない旨の通知を受けた者は企画提案書を提出できない。

8. 審査方法

提案参加者から提出された企画提案書について、選定審査会において提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し総合的に審査、採点することにより、最高点となった受託候補者1者、及び次点者1者を選定する。

(1) プレゼンテーション実施予定日

令和4年9月28日（水）午後2時から

※詳細については、提案参加者に別途通知を行う。

(2) プレゼンテーション実施場所

提案参加者に別途通知を行う。

(3) プレゼンテーション

①プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。

②プレゼンテーションは、本業務に携わる責任者及び担当者を含めて3名以内で行うものとする。

③プレゼンテーションの内容は企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。なお、当日の資料追加は認めない。

④プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。

⑤プレゼンテーションの時間は20分（プレゼンテーション15分、質疑応答5分）以内とする。準備、片付けの時間は各5分とする。

⑥プレゼンテーションに際して、プロジェクター等資機材が必要な場合は、提案参加者で準備すること。ただし、企画提案書に記載している事項以外は審査の対象としない。

⑦プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 審査基準等

別紙『赤磐市新拠点土地利用計画検討業務 事業者選定プロポーザル 審査表』のとおり

(5) 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募者に対して文書で通知するとともに、市ホームページで公表します。

9. 失格

提案参加者が次に該当する場合は、失格とする。

(1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2) 企画提案書等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合

- (3) 提出書類等に虚偽があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査終了までの間に、本市の指名停止の措置を受けた場合

10. 契約等

(1) 契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。

(2) 契約金額

受託候補者と示談により決定する。

なお、示談が成立しない場合は、次点者と契約交渉を行う。

(3) 契約保証金

納付を要する。

(4) その他

本プロポーザルは、赤磐市新拠点土地利用計画検討業務に関する優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整のうえ仕様を確定するものとし、企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

上記のほか、本業務に係る契約手続きは、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき行う。

11. その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることがあり、この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。
- (3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- (4) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合は、参加申込書又は企画提案書を無効とする。
さらに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 企画提案書等の提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- (7) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (8) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (9) 応募のあった事業者名及び得点合計は審査結果公表時に公表する。
- (10) 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開請求の対象となる。ただし、本プロ

ポータル選考期間は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象にはならない。

(11) 受託候補者の通知をもって本業務の受託を確約するものではない。

12. 担当部署

〒701-2292 岡山県赤磐市町苅田516

赤磐市建設事業部地域整備推進室（担当：宮端）

電話（086）955-1745

FAX（086）955-6860

Mail：chiikiseibi@city.akaiwa.lg.jp

赤磐市新拠点土地利用計画検討業務 事業者選定プロポーザル 審査表

審査項目		配点	審査内容
事務所の評価	業務実績	20	過去10年間に同種業務の実績がある 3件以上の実績 20点 2件以上の実績 16点 1件以上の実績 10点
	実施体制	10	配置予定技術者(照査技術者)に同種業務の実績が 2件以上 5点 1件以上 3点
			配置予定技術者(主任技術者)に同種業務の実績が 2件以上 5点 1件以上 3点
企画提案	的確性	15	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。
		15	着眼点、問題点、解決方法等が適正かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高いと見込まれる場合に優位に評価する。
	実現性	15	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。
		15	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。
見積価格	見積書の妥当性	10	他社との比較 (最安価見積額÷見積額×10)

※業務の件数は地区の数とする。(例えば、同一の地区で2以上の業務の実績があっても、実績は1とする)

※同種業務とは、まちづくりに関する計画策定業務(まちづくり検討業務、地区計画策定業務、立地適正化計画策定業務または、それに準じる業務)

※合計点が60点に満たない場合は事業者選定を行わない場合がある